

令和3年9月13日

管内介護事業所管理者 様

北名古屋市役所 高齢福祉課

「緊急事態宣言」の期間延長に係る高齢者施設等の対応について

日頃は、当市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

県では、令和3年8月27日から、緊急事態宣言による緊急事態措置により、新型コロナウイルス感染症の第5波の克服に向けて取り組んでいるところですが、県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制が大変厳しい状況が続いていることから、緊急事態宣言の期間延長（令和3年9月13日から9月30日まで）が決定されました。

各施設等においては、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和2年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」及び下記の「陽性者が発生した場合の対応方法」等を参考に、引き続き、適切な対応をお願いします。

記

○ 陽性者が発生した場合の対応方法等

- ・ 医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdoug.html>

- ・ 県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL : <https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

○ クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策

＜衛生資材等の購入補助、配布＞

発生施設に対し、県が保有する衛生用品を緊急的に配布するとともに、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行います。

※申請先：愛知県福祉局高齢福祉課

＜職員に対するスクリーニング検査＞

入所系施設、短期入所・通所系事業所（「医療みなし」を除く）において、利用者に接する業務に従事する職員に対し、2週間に1回程度の継続的なPCR検査（無料）を実施しております。

※問合せ先：委託先事業者（エクスコムグローバル株式会社）相談窓口
052-485-6351

○ 愛知県高齢福祉課からの新型コロナ感染症関連のお知らせ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0568-22-1111

FAX 0568-26-4477